

# 屋久島町地域強靱化計画

令和2年12月  
鹿児島県 屋久島町

## 目 次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 第1章 強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け .....             | 1  |
| 第1節 計画策定の趣旨 .....                       | 1  |
| 第2節 本計画の位置付け .....                      | 1  |
| 第3節 計画期間 .....                          | 1  |
| 第2章 基本的な考え方 .....                       | 2  |
| 第1節 基本目標 .....                          | 2  |
| 第2節 事前に備えるべき目標 .....                    | 2  |
| 第3節 基本的な方針 .....                        | 3  |
| 第3章 町の地域特性及び災害想定 .....                  | 4  |
| 第1節 地域特性 .....                          | 4  |
| 第2節 対象とする自然災害 .....                     | 6  |
| 第4章 脆弱性評価 .....                         | 8  |
| 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） .....        | 8  |
| 第2節 脆弱性評価結果 .....                       | 10 |
| 第5章 町地域計画の推進方針 .....                    | 23 |
| 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針 ..... | 23 |
| 第2節 指標 .....                            | 35 |
| 第6章 本計画の推進 .....                        | 36 |
| 第1節 町の他の計画等の必要な見直し .....                | 36 |
| 第2節 本計画の進捗管理 .....                      | 36 |
| 【別表】屋久島町地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧 .....        | 37 |

---

## 第1章 強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

---

### 第1節 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、鹿児島県においては、平成28年（2016年）3月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

屋久島町地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本町の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

### 第2節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、屋久島町第二次振興計画（以下「振興計画」という。）との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものとする。

### 第3節 計画期間

本計画の期間は、振興計画の終期と合わせ、2028年度までとし、その後に国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

---

## 第2章 基本的な考え方

---

### 第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限に図られる
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興が図られる

### 第2節 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

#### 1 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 本町の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・ 短期間的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

#### 2 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効率的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常時のみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。

#### 3 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

#### 4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりや地域コミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共存、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

---

## 第3章 町の地域特性及び災害想定

---

### 第1節 地域特性

#### 1 地形・地質等

##### ① 屋久島の地形・地質

屋久島は東西約 28 k m、南北 24 k m のほぼ円錐状を呈した島で、中央には九州第一の高峰宮之浦岳（1,936m）をはじめ 1,000m 以上の高峰が 45 座以上あり、岩山が海岸近くまで迫って急峻な地形をなしているが、島の東部及び南部海岸は沿岸から 2 k m 内外の幅で海岸段丘が取り巻いている。屋久島は黒潮の影響を受けて気候は温暖であり、また、雨量の多いことは世界的に有名で平均年雨量 8,600mm を超える地域が多い。島内 140 余の河川は流れの急な中小河川で、中央山岳から放射状に流下している。

屋久島は中生代の終わりがら花崗岩質マグマの貫入活動により隆起が始まり、新生代になって造山活動が活発化し、現在の原形をつくった。砂岩、頁岩等からなる熊毛層群が、全島で多量の貫入を見せた屋久島花崗岩の周辺を環状に取り巻いている。

##### ② 口永良部島の地形・地質

口永良部島は西北西から東南東の方向に長軸をもつひょうたん形をした火山島で、中央部のくびれた部分を境に西部の古期火山群地域と東部の新期火山群地域に分けられ、東部には活火山新岳（657m）が今なお噴煙をあげている。地表には火山岩が点在しているが、丘陵地帯は緑に覆われ自然の牧野をなし、海岸線は変化に富んでいる。地質的には輝石安山岩及び玄武岩に覆われている。

#### 2 気象概況

本町は、年平均気温が 20℃前後で気温の年較差も小さく亜熱帯型の気候を呈している。これには四方を海に囲まれ付近を流れる黒潮暖流の影響が大きく、この傾向は沿岸部で顕著である。一方、中央部は高山が多いため冬は積雪に覆われる。

本町の年間降水量は山岳地形の影響もあって、海岸寄りの地域では年間 3,800 mm を超え、奥岳地帯では年間 9,000 mm～10,000 mm を超す降水量があり、日本でも最多雨地域の一つに数えられている。

梅雨期の 5 月末から 7 月にかけては、湿っぽい曇天が続き、気温も高く蒸し暑いのが特徴で、ひとたび雨が降り出すと土砂降りとなることが多い。台風の接近は、6 月から 11 月にかけて見られるが、最も多いのは 8 月で台風の常襲地帯となっている。瞬間最大風速 50m を超える強風や豪雨は、梅雨期の集中豪雨とともに注意を要する。

### 3 人口

本町の人口は、昭和 35 年（1960 年）の 24,010 人をピークに減少に転じ、平成 27 年（2015 年）の国勢調査では 12,913 人となっている。

将来の人口は、今後も人口減少が続くものとみられ、屋久島町第二期人口ビジョン（令和 2 年（2020 年）4 月策定）において、令和 7 年（2025 年）に 11,681 人まで減少し、さらに、令和 22 年（2040 年）に 9,702 人になると見込まれている。

また、年齢区分別の人口は、15 歳から 64 歳の生産年齢人口の減少が目立ち、それに伴って 15 歳未満の年少人口も減少傾向にある。しかし、65 歳以上の老年人口は増加傾向にあり、1980 年（昭和 55 年）に 12.5%であった高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）は 2015 年（平成 27 年）に 30.5%となるなど、少子高齢化が進む状況にある。

## 第2節 対象とする自然災害

### 1 地震・津波

南海トラフ地震については、発生の切迫性が指摘されており、本町は平成25年12月施行の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災推進地域」に指定されたところである。

○ 南海トラフ地震における被害想定（最大となるケース）

| 事 項                | 内 容                                                     |
|--------------------|---------------------------------------------------------|
| 建物被害（棟）            | 全壊・消失 110<br>半壊 280                                     |
| 人的被害（人）            | 死者数 150<br>負傷者数 100                                     |
| 上水道被害（人）           | 断水人口（被災直後） 2,300                                        |
| 電力被害（軒）            | 停電件数（被災直後） 100                                          |
| 通信被害（回線）           | 固定電話不通回線数（被災直後） 170                                     |
| ガス被害（戸）            | 供給停止戸数（被災直後） 0                                          |
| 避難者数<br>〔うち避難所〕（人） | 被災1日後 880 [590]<br>被災1週間後 400 [360]<br>被災1か月後 820 [240] |
| 物資（食料）需要量（食）       | 被災1日後 2,100<br>被災1週間後 1,300<br>被災1か月後 880               |

資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査（H26.2）



## 2 風水害・土砂災害

本町では既往の風水害のうち、最大規模であった昭和 60 年（1985 年）6 月 7 日の大雨と、同程度の豪雨に加え、同年 8 月 31 日の台風第 13 号による大雨・暴風と同程度の台風をもって想定災害として位置付ける。

### ○ 過去の被害の総括表

| <div> <div>災害名／年月日</div> <div>想定項目</div> </div> |         | 屋久島豪雨<br>(昭和 60 年 6 月 7 日)                                                 | 台風第 13 号<br>(昭和 60 年 8 月 31 日)                                                           |
|-------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気 象 概 況                                         |         | ・時間最大雨量<br>122mm（屋久島）7 日<br>18 時 40 分～19 時 40 分<br>・日最大雨量<br>405mm（屋久島）7 日 | ・最大瞬間風速・風向<br>56.7 m/s（屋久島）<br>東南東 31 日 1 時<br>・最大風速・風向<br>36.5 m/s（屋久島）<br>東南東 31 日 1 時 |
| 人的被害                                            | 死者数     | －名                                                                         | －名                                                                                       |
|                                                 | 行方不明    | －名                                                                         | －名                                                                                       |
|                                                 | 負傷者     | －名                                                                         | 2 名                                                                                      |
| 建物被害                                            | 全壊      | －戸                                                                         | －戸                                                                                       |
|                                                 | 半壊      | －戸                                                                         | 6 戸                                                                                      |
|                                                 | 一部破損    | －戸                                                                         | 355 戸                                                                                    |
|                                                 | 床上・床下浸水 | 4 戸                                                                        | 161 戸                                                                                    |

資料：屋久島町地域防災計画

## 3 火山噴火

口永良部島の明確な記録に残る過去最大の噴火による災害時の規模及び被害の程度を現在の状況に鑑み想定する。本計画が前提とする想定火山災害は、昭和 8 年の大爆発である。昭和 8 年 12 月 24 日午前 4 時 20 分口永良部島は大爆発し、31 日まで爆発は続いた。七釜地区一帯の被害が甚だしく、降灰、降焼石で火災が発生し焼死者 8 名、重傷 8 名、軽傷 17 名、焼失家屋 36 戸の被害を被った。口永良部島爆発に伴う災害の要因については、とりわけ、噴出岩塊、降下火砕物、泥流・土石流による被害が甚大と予想される。

## 第4章 脆弱性評価

### 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

| 事前に備えるべき目標（8） |                                               | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |                                                  |
|---------------|-----------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------|
| 1             | 直接死を最大限防ぐ                                     | 1-1                    | 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生                      |
|               |                                               | 1-2                    | 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生         |
|               |                                               | 1-3                    | 大規模津波等による多数の死傷者の発生                               |
|               |                                               | 1-4                    | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水                          |
|               |                                               | 1-5                    | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生                            |
|               |                                               | 1-6                    | 口永良部島の大規模な火山噴火による多数の死傷者の発生                       |
| 2             | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1                    | 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止                          |
|               |                                               | 2-2                    | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生                               |
|               |                                               | 2-3                    | 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足                          |
|               |                                               | 2-4                    | 帰宅困難者への水・食糧等の供給不足                                |
|               |                                               | 2-5                    | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
|               |                                               | 2-6                    | 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化           |
| 3             | 必要不可欠な行政機能は確保する                               | 3-1                    | 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                            |

|   |                                                               |     |                                                 |
|---|---------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------|
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・<br>情報サービスは確保する                                  | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止                          |
|   |                                                               | 4-2 | 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                   |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥<br>らせない                                           | 5-1 | 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下                        |
|   |                                                               | 5-2 | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等                               |
|   |                                                               | 5-3 | 物流機能等の大幅な低下                                     |
|   |                                                               | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞                                     |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連<br>施設、交通ネットワーク等の<br>被害を最小限に留めるととも<br>に、早急に復旧させる | 6-1 | 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止                              |
|   |                                                               | 6-2 | 上下水道等の長期間にわたる機能停止                               |
|   |                                                               | 6-3 | 地域交通ネットワークの長期間にわたる停止                            |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次<br>災害を発生させない                                     | 7-1 | 市街地での大規模火災の発生                                   |
|   |                                                               | 7-2 | 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺                          |
|   |                                                               | 7-3 | 有害物質の大規模拡散・流出                                   |
|   |                                                               | 7-4 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大                               |
| 8 | 地域社会・経済が迅速かつ<br>従前より強靱な姿で復興<br>できる条件を整備する                     | 8-1 | 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に<br>遅れる事態                |
|   |                                                               | 8-2 | 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が<br>大幅に遅れる事態             |
|   |                                                               | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害<br>の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
|   |                                                               | 8-4 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・<br>復興が大幅に遅れる事態         |

## 第2節 脆弱性評価結果

30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

##### ①（住宅・建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

##### ②（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

##### ③（多数の人が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

##### ④（交通施設、沿道建物の耐震化）

大規模災害が発生した場合、宮之浦港や安房港・屋久島空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

##### ⑤（無電柱化）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

#### 1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

##### ①（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

### 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

#### ①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防等の取組を推進し、関係機関が連携して対応策を進める必要がある。

#### ②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。

#### ③（津波浸水想定地域等の住民周知）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危険が生じるおそれがある。町防災マップ等を活用し津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

#### ④（県道及び町道等の整備）

県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路になることから、これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。

### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### ①（河川改修等の治水対策の推進）

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や排水路（雨水）の整備推進を図る必要がある。

#### ②（防災情報の提供）

大規模浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線やホームページ等による住民への広報を図るとともに、防災ハザードマップ等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する。

#### ③（内水対策に係る人材育成）

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

## 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

### ①（土砂災害対策の推進）

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害のリスクが高まっている。町内の土砂災害危険箇所における砂防施設等の整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための施設等整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

### ②（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を促進する必要がある。

### ③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による広報に努めていく。

## 1-6 口永良部島の大規模な火山噴火による多数の死傷者の発生

### ①（口永良部島大規模噴火時の大量火山灰対策の推進）

口永良部島の大規模噴火により口永良部島及び屋久島の居住区域に大量の火山灰の降下があった場合、住民等の生命だけでなく生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山灰対策について、予防時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。

また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあり、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

### ②（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化）

口永良部島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られているところであり、今後も避難体制強化のための対応策を進める必要がある。

### ③（地域防災力の向上と人材育成）

豪雨、地震、大規模噴火等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。



## 2 救助・救難、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### ①（水道施設の耐震化）

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

#### ②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等の生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

#### ③（県道及び町道等の整備）〔再掲 1-3-④〕

県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路になることから、これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。

#### ④（備蓄物資の供給体制等の強化）

町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

#### ⑤（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要があり、その体制を支援し、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

#### ⑥（医療用資機材・医療品等の備蓄）

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として備蓄し、適正な保管管理を行う必要がある。

#### ⑦（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

#### ⑧（防災・防疫拠点の整備）

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、庁舎が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### ①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等の生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

#### ②（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、宮之浦港や安房港等の拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

### 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ①（消防の体制等強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

#### ②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

#### ③（DMAT の受入体制整備）

災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、町外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

#### ④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、庁舎が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。



## 2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

### ①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ①（医療救護活動の体制整備）

大規模災害時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

### ②（DMAT の受入体制整備）〔再掲 2-3-③〕

災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、町外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

### ③（EMIS の活用）

被災地で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を進める必要がある。

### ④（災害時の医療機関の対応マニュアルの見直し）

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する必要がある。

### ⑤（ドクターヘリ等の活用）

災害時での救急対応にむけた救急医療体制の充実・強化のため、県が運航するドクターヘリや自衛隊ヘリ等について、関係機関との連携を強化する必要がある。

### ⑥（県道及び町道等の整備）〔再掲 1-3-④〕

県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路になることから、これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。

## 2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

### ①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関係部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）  
避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

③（災害時保健活動及び DHEAT 受入体制の整備）  
被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する必要がある。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ①（公共施設等の耐震化）〔再掲 1-1-②〕  
発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。
- ②（電力供給遮断時の電力確保）  
電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システム等の導入を検討する必要がある。
- ③（BCP の見直し等）  
業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の定期的な見直し及び実行性向上を図る必要がある。
- ④（町が管理する情報通信ネットワークの機器等の冗長化等）  
町が管理する情報通信ネットワークの機器等において、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回路等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する必要がある。

### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

#### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ①（情報通信機能の耐災害性の強化等）  
電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の冗長化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

## 4-2 情報収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### ①（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

### ②（町の人員確保・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

### ③（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシュミレーションしておく必要がある。

### ④（住民への災害情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

### ⑤（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、庁舎が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

#### ①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等の生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

#### ②（企業における BCP 策定等の支援情報の周知等）

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本町の企業の実取組を促すため支援情報を周知する必要がある。

## 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

### ①（危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

### ②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄または整備する必要がある。

## 5-3 物流機能等の大幅な低下

### ①（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）〔再掲 2-2-②〕

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、宮之浦港や安房港等の拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

### ②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等の生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を実践に実施する必要がある。

### ③（県道及び町道等の整備）〔再掲 1-3-④〕

県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路になることから、これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

### ①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲 2-1-④〕

町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

### ②（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）〔再掲 2-2-②〕

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、宮之浦港や安房港等の拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

④（防災拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、庁舎が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる

### 6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要となる電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システム等の導入を検討する必要がある。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入について、町民意識の向上を図る必要がある。

③（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄または整備する必要がある。

### 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。



②（応急給水体制の整備）〔再掲 2-1-⑦〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

③（合併浄化槽等の整備促進）

大規模地震等が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

④（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定される。災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等の情報提供に努める必要がある。

### 6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる停止

①（県道及び町道等の整備）〔再掲 1-3-④〕

県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路になることから、これらの未改良区間の整備については早期に完成する必要がある。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道等についても整備する必要がある。

②（無電柱化）〔再掲 1-1-⑤〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

①（消火・救助活動能力の強化）

市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

また、円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との関係したマニュアルを整備し訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

②（消防団や自主防災組織等の充実強化）

公助の手がまわらないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動の推進に努める必要がある。

## 7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①（交通施設、沿道建物の耐震化）〔再掲 1-1-④〕

大規模災害が発生した場合、宮之浦港や安房港・屋久島空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

## 7-3 有害物質の大規模拡散・流出

①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄または整備する必要がある。

②（有害物質の流出対策等の推進）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する必要がある。

## 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨等により、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

②（適切な森林整備）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を促進する必要がある。

③（治山事業の促進）〔再掲 1-5-②〕

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を促進する必要がある。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実行性向上に務める必要がある。

#### ②（ストックヤードの確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

#### ③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実行性向上）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実行性向上に取り組む必要がある。

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

### 8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（地積調査）

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地積調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。

### 8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（コミュニティ力強化の支援）

災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本町においては、自主防災組織による防災訓練・教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。



## 第5章 町地域計画の推進方針

### 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

#### 1 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

- ①（住宅・建築物の耐震化）
  - ・ 住宅・建築物の耐震化を促進する。
- ②（公共施設等の耐震化）
  - ・ 町有施設については、防災拠点として重要な役割を果たす本庁舎等の施設、地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす学校、公民館、給食センター、保健センター等の施設、被災者の受け入れ住宅として重要な役割を果たす町営住宅を最優先と位置付け耐震化等の推進を図る。
- ③（多数の人が利用する建築物の耐震化）
  - ・ 不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。
- ④（交通施設、沿道建物の耐震化）
  - ・ 宮之浦港や安房港・屋久島空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。
- ⑤（無電柱化）
  - ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化など国、県の取り組みをみながら検討する。

##### 1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ①（防火対策の推進）
  - ・ 住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係や住民の防火意識の向上を図る。

### 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

#### ①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

- ・ 広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。
- ・ 関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

#### ②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

- ・ 海岸堤防等の倒壊による浸水被害等の発生を抑えるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行うなど、老朽化対策を推進する。

#### ③（津波浸水想定地域等の住民周知）

- ・ 建築物の損壊・浸水による住民等への危険を防ぐため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知を促進する。

#### ④（県道及び町道の整備）

- ・ 県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路となっていることから、これらの未改良区間の整備については、早期完成に向けて推進する。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道についても整備を推進する。

### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### ①（河川改修等の治水対策の推進）

- ・ 大雨等による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や排水路（雨水）等の整備を推進する。

#### ②（防災情報の提供）

- ・ 大規模浸水による被害を防ぐため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報を図るとともに、防災ハザードマップ等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する。

#### ③（内水対策に係る人材育成）

- ・ 異常気象等が発生した場合に、市街地等の浸水被害を防止するため、的確な内水対策に貢献する人材育成を推進する。

### 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### ①（土砂災害対策の推進）

- ・ 近年の異常気象によりこれまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生が懸念されるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

②（治山事業の促進）

- ・ 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

- ・ 県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による広報に努める。

## 1-6 口永良部島の大規模な火山噴火による多数の死傷者の発生

①（口永良部島大規模噴火時の大量火山灰対策の推進）

- ・ 口永良部島の大規模噴火により口永良部島及び屋久島の居住区域に大量の火山灰の降下があるおそれに備え、予防時から応急対策時、復旧時における対策を講じる。
- ・ 火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

②（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化）

- ・ 口永良部島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などに加え、さらなる避難体制強化を推進する。

③（地域防災力の向上と人材育成）

- ・ 自助と共助を高めて地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

### 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①（水道施設の耐震化）

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

②（物資輸送ルートの確保）

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止めを回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を促進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実にする。

③（県道及び町道の整備）〔再掲 1-3-④〕

- ・ 県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路となっていることから、これらの未改良区間の整備については、早期完成に向けて推進する。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道についても整備を推進する。

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

- ・ 町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

⑤（医療用資機材・医療品等の供給体制の整備）

- ・ 医療用資機材・医療品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定を締結し、円滑な供給体制の構築を推進する。

⑥（医療用資機材・医療品等の備蓄）

- ・ 大規模災害発生初動期における医療救急用の医療用資機材・医療品等の確保を図るため、初動期（2日間）の医療救護用として備蓄し、適正な管理に努める。

⑦（応急給水体制の整備）

- ・ 水道施設が被災した場合、被災した水道施設を迅速に把握できる体制整備を強化する。併せて、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。

⑧（防災・防疫拠点の整備）

- ・ 防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信施設等の整備を行い、本庁舎が被災した場合の情報収集発信の拠点とする。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止めを回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を促進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実にする。

②（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化）

- ・ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定されるため、海上からの物資等輸送ルートを確保できるよう、宮之浦港や安房港等の拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

## 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

- ・ 火災、救助、救急事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入れ体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

- ・ 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

③（DMAT の受入体制整備）

- ・ 災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）が実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加や機器整備に努める。

④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕

- ・ 防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信施設等の整備を行い、本庁舎が被災した場合の情報収集発信の拠点とする。

## 2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

①（一時滞在者施設の確保、水・食料等の備蓄）

- ・ 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（医療救護活動の体制整備）

- ・ 医療従事者を確保するため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備を推進する。

②（DMAT の受入体制整備）〔再掲 2-3-③〕

- ・ 災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）が実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加や機器整備に努める。

③（EMIS の活用）

- ・ 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を進める。

④（災害時の医療機関の対応マニュアルの見直し）

- ・ 災害時の医療体制を確保するため、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。

⑤（ドクターヘリ等の活用）

- ・ 救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、県等が運航するドクターヘリ等について、安定した運用のため、県及び関係機関との連携を強化する。



⑥（県道及び町道の整備）〔再掲 1-3-④〕

- ・ 県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路となっていることから、これらの未改良区間の整備については、早期完成に向けて推進する。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道についても整備を推進する。

2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

- ・ 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関係部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

- ・ 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

③（災害時保健活動及び DHEAT 受入体制の整備）

- ・ 発災直後から、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設の耐震化）〔再掲 1-1-②〕

- ・ 町有施設については、防災拠点として重要な役割を果たす本庁舎等の施設、地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす学校、公民館、給食センター、保健センター等の施設、被災者の受け入れ住宅として重要な役割を果たす町営住宅を最優先と位置付け耐震化等の推進を図る。

②（電力供給遮断時の電力確保）

- ・ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。
- ・ 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システム等の導入を推進する。

③（BCP の見直し等）

- ・ 業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）を継続的に見直し、実行性の向上を図る。

④（町が管理する情報通信ネットワークの機器等の冗長化等）

- ・ 町が管理する情報通信ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止を念頭に、機器・通信回路等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を推進する。



## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### ①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

- ・ 情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の冗長化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

### 4-2 情報収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ①（情報伝達手段の多様化等）

- ・ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

#### ②（町の人員確保・体制整備）

- ・ 情報収集・提供手段の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備を行う。

#### ③（災害発生時の情報発信）

- ・ 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路のシュミレーション等の訓練を繰り返し行う。

#### ④（住民への災害情報提供）

- ・ 住民への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。
- ・ 町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。

#### ⑤（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕

- ・ 防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信施設等の整備を行い、本庁舎が被災した場合の情報収集発信の拠点とする。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

#### ①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止めを回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を促進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実にする。

②（企業における BCP 作成等の支援情報の周知等）

- ・ 本町の企業へ事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について取組支援情報の周知・広報に努める。

## 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（危険物施設の安全対策等の強化）

- ・ 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

## 5-3 物流機能等の大幅な低下

①（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化）〔再掲 2-2-②〕

- ・ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定されるため、海上からの物資等輸送ルートを確認できるよう、宮之浦港や安房港等の拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止めを回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を促進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実にする。

③（県道及び町道の整備）〔再掲 1-3-④〕

- ・ 県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路となっていることから、これらの未改良区間の整備については、早期完成に向けて推進する。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道についても整備を推進する。

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲 2-1-④〕

- ・ 町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

②（緊急物資の輸送体制の構築）

- ・ 緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化）〔再掲 2-2-②〕

- ・ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断された被災地において長期にわたる孤立集落等の発生が想定されるため、海上からの物資等輸送ルートを確保できるよう、宮之浦港や安房港等の拠点となる港湾・漁港の耐震強化、岸壁の整備をすすめるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 2-1-⑧〕

- ・ 防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信施設等の整備を行い、本庁舎が被災した場合の情報収集発信の拠点とする。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる

### 6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕

- ・ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。
- ・ 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システム等の導入を推進する。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

- ・ 長時間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入について、町民意識の向上を図る。

③（危険物施設の安全性対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

- ・ 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

## 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

### ①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

### ②（応急給水体制の整備）〔再掲 2-1-⑦〕

- ・ 水道施設が被災した場合、被災した水道施設を迅速に把握できる体制整備を強化する。併せて、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。

### ③（合併浄化槽等の整備促進）

- ・ 大規模地震等が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがあるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

### ④（し尿処理施設の防災対策の強化）

- ・ 大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の強化に努める。

## 6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

### ①（県道及び町道の整備）〔再掲 1-3-④〕

- ・ 県道及び町道は町民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に主要地方道については、災害時の緊急輸送道路となっていることから、これらの未改良区間の整備については、早期完成に向けて推進する。また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や町道についても整備を推進する。

### ②（無電柱化）〔再掲 1-1-⑤〕

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化など国、県の取り組みをみながら検討する。

## 7 制御不能な二次災害を発生させない。

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### ①（消火・救助活動能力の強化）

- ・ 市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる消防力（施設・消防水利）の強化を図る。
- ・ 消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受け入れ体制を整備する。

②（消防団や自主防災組織等の充実強化）

- ・ 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動の推進に努める。

## 7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①（交通施設、沿道建物の耐震化）〔再掲 1-1-④〕

- ・ 宮之浦港や安房港・屋久島空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。

## 7-3 有害物質の大規模拡散・流出

①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

②（有害物質の流出対策等の推進）

- ・ 有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。

## 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①（農地浸食防止対策の推進）

- ・ 豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

②（適切な森林整備）

- ・ 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

③（治山事業の促進）〔再掲 1-5-②〕

- ・ 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

- ・ 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

- ・ 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実行性向上に努める。

#### ②（ストックヤードの確保）

- ・ 建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

#### ③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実行性向上）

- ・ 建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実行性向上に取り組む。

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

- ・ 道路啓開等の担い手不足解消のため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る。

### 8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（地積調査の推進）

- ・ 円滑な復旧・復興を確保するため、地積調査のさらなる推進を図る。

### 8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（コミュニティ力強化の支援）

- ・ 災害時の町民の対応力を向上するため、自治会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力強化するための支援等の取組の充実を図る。



## 第2節 指標

推進方針で示した本町の主な取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

| No | 指標名              | 現状    | 目標   | リスク<br>シナリオ                              |
|----|------------------|-------|------|------------------------------------------|
| 1  | 公営住宅の耐震化率        | 100%  | 100% | 1-1<br>7-2                               |
| 2  | 防災拠点となる公共施設の耐震化率 | 100%  | 100% | 1-1<br>3-1                               |
| 3  | 水道基幹管路耐震化の進捗率    | 52.9% | 75%  | 2-1<br>6-2                               |
| 4  | 橋梁修繕の進捗率         | 5%    | 70%  | 2-1、2-2<br>5-1、5-3                       |
| 5  | 道路整備率            | 92%   | 100% | 1-3<br>2-1、2-2、2-5<br>5-1、5-3、5-4<br>6-3 |
| 6  | 町管理の漁港補修工事実施率    | 17%   | 60%  | 2-2<br>5-3、5-4                           |
| 7  | 災害廃棄物処理計画策定      | 策定済   | 策定済  | 8-1                                      |

※ 原則、現状値は令和元年度（2019年度）、目標値は令和10年度（2028年度）、  
それ以外の場合は（ ）にて表記

---

## 第6章 本計画の推進

---

### 第1節 町の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正を行う。

### 第2節 本計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

## 【別表】屋久島町地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧

令和2年11月1日現在

(計画年度：令和2年度～令和10年度)

### 県道の整備

| 事業名    | 事業種別  | 路線名・河川名等     | 工区名      | 事業概要 | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ                             |
|--------|-------|--------------|----------|------|------|-------|-------------------------------------|
| 道路改築事業 | 交付金事業 | (一)白谷雲水峡宮之浦線 | 白谷雲水峡上工区 | 現道拡幅 | 国    | 国土交通省 | 1-3、2-1、2-2、<br>2-5、5-1、5-3、<br>6-3 |
| 道路改築事業 | 交付金事業 | (一)白谷雲水峡宮之浦線 | 白谷雲水峡下工区 | 現道拡幅 | 国    | 国土交通省 |                                     |
| 道路改築事業 | 交付金事業 | (一)屋久島公園安房線  | 荒川中工区    | 現道拡幅 | 国    | 国土交通省 |                                     |

### 町道の整備

| 事業名    | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名   | 事業概要 | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ                             |
|--------|-------|----------|-------|------|------|-------|-------------------------------------|
| 道路改築事業 | 交付金事業 | 竹山線      | 宮之浦工区 | 現道拡幅 | 町    | 国土交通省 | 1-3、2-1、2-2、<br>2-5、5-1、5-3、<br>6-3 |
| 道路改築事業 | 交付金事業 | 安房中学校線   | 安房工区  | 現道拡幅 | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路改築事業 | 交付金事業 | 鯛の川線     | 原工区   | 現道拡幅 | 町    | 国土交通省 |                                     |

### 避難路の確保等（防災対策及び老朽化対策）

| 事業名        | 事業種別  | 路線名・河川名等   | 工区名   | 事業概要      | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ                             |
|------------|-------|------------|-------|-----------|------|-------|-------------------------------------|
| 道路補修（橋梁）事業 | 交付金事業 | (主)上屋久屋久線  | 宮之浦大橋 | 橋梁補修・耐震補強 | 県    | 国土交通省 | 1-3、2-1、2-2、<br>2-5、5-1、5-3、<br>6-3 |
| 道路補修（橋梁）事業 | 補助事業  | 町道大川の滝線    | 大川橋   | 橋梁補修      | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業 | 補助事業  | 町道城之川線     | 城の橋   | 橋梁補修      | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業 | 補助事業  | 町道安房線      | 安房川橋  | 橋梁補修      | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業 | 補助事業  | 町道一湊吉田線    | 稚児見橋  | 橋梁補修      | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業 | 補助事業  | 町道屋久島循環3号線 | 下川橋   | 橋梁補修      | 町    | 国土交通省 |                                     |

避難路の確保等（防災対策及び老朽化対策）

| 事業名           | 事業種別          | 路線名・河川名等      | 工区名        | 事業概要          | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ                             |
|---------------|---------------|---------------|------------|---------------|------|-------|-------------------------------------|
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道宮之浦循環線      | 湯川橋        | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 | 1-3、2-1、2-2、<br>2-5、5-1、5-3、<br>6-3 |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道白川線         | 天幸橋        | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道平野樋之口線      | 樋之口橋       | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道鳥越線         | 城之川橋       | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道一湊海岸線       | 湊橋         | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道安房主要幹線      | 第5号橋       | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道永田中央線       | 向江橋        | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道尾之間中央線      | 二又川橋       | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道城ヶ平線        | 上札立橋       | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | 町道竹山線         | 竹山橋        | 橋梁補修          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（詳細点検）事業  | 補助事業          | 町道安房線ほか70路線   | 安房橋ほか116橋  | 詳細点検（橋梁）      | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（詳細点検）事業  | 交付金事業         | （主）上屋久屋久線外3路線 | 宮之浦大橋外155橋 | 詳細点検（橋梁）      | 県    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | （主）上屋久屋久      | 旭橋ほか3橋     | 橋梁補修          | 県    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（橋梁）事業    | 補助事業          | （主）上屋久永田屋久    | 中間橋ほか1橋    | 橋梁補修          | 県    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（トンネル）事業  | 補助事業<br>交付金事業 | （主）上屋久永田屋久線   | 新一湊        | トンネル補修工       | 県    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（トンネル）事業  | 補助事業<br>交付金事業 | 町道荒川線         | 安房         | トンネル補修工       | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 道路災害防除事業      | 交付金事業         | （主）上屋久永田屋久線   | 一湊         | 落石対策工         | 県    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（舗装）事業    | 交付金事業         | （主）上屋久屋久線     | 小瀬田        | 排水施設対策・路面補修対策 | 県    | 国土交通省 |                                     |
| 道路補修（舗装）事業    | 交付金事業         | 町道中通り線ほか16路線  | 中通り線ほか16路線 | 詳細点検          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 特定交通安全施設等整備事業 | 交付金事業         | （主）上屋久屋久線     | 麦生         | 歩道整備          | 県    | 国土交通省 |                                     |
| 特定交通安全施設等整備事業 | 交付金事業         | （主）上屋久屋久線     | 麦生         | 歩道整備          | 町    | 国土交通省 |                                     |
| 特定交通安全施設等整備事業 | 交付金事業         | 麦生循環線2号線      | 麦生         | 歩道整備          | 町    | 国土交通省 |                                     |

## 防災情報の提供

| 事業名      | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名 | 事業概要 | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|----------|-------|----------|-----|------|------|-------|---------|
| 総合流域防災事業 | 交付金事業 | 県内一円     |     | 情報基盤 | 県    | 国土交通省 | 1-4     |

## 土石流対策

| 事業名            | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名     | 事業概要      | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ     |
|----------------|-------|----------|---------|-----------|------|-------|-------------|
| 通常砂防事業         | 交付金事業 |          | 下川2     | 堰堤工       | 県    | 国土交通省 | 1-5、1-6、7-4 |
| 通常砂防事業         | 交付金事業 |          | 月見川2    | 堰堤工       | 県    | 国土交通省 |             |
| 火山砂防事業         | 交付金事業 |          | 金ヶ迫川    | 堰堤工       | 県    | 国土交通省 |             |
| 総合流域防災事業（砂防）   | 交付金事業 |          | 加治屋川    | 堰堤工       | 県    | 国土交通省 |             |
| 総合流域防災事業（砂防）   | 交付金事業 |          | 尾田川     | 堰堤工       | 県    | 国土交通省 |             |
| 総合流域防災事業（砂防）   | 交付金事業 |          | 熊太郎川    | 堰堤工       | 県    | 国土交通省 |             |
| 火山噴火緊急減災対策事業   | 交付金事業 |          | 口永良部島   | 監視観測機器設置工 | 県    | 国土交通省 |             |
| 総合流域防災事業（緊急改築） | 交付金事業 |          | 離島・奄美圏域 | 堰堤改良工事等   | 県    | 国土交通省 |             |

## 土砂災害対策（ソフト関連）

| 事業名            | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名 | 事業概要   | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ     |
|----------------|-------|----------|-----|--------|------|-------|-------------|
| 総合流域防災事業（情報基盤） | 交付金事業 | 県内一円     |     | 情報基盤整備 | 県    | 国土交通省 | 1-5、1-6、7-4 |
| 総合流域防災事業（基礎調査） | 交付金事業 | 県内一円     |     | 区域指定   | 県    | 国土交通省 |             |

## 港湾施設の延命化【離島】

| 事業名           | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名   | 事業概要           | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ                                             |
|---------------|-------|----------|-------|----------------|------|-------|-----------------------------------------------------|
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区 | 岸壁（-7.5m）（改良）  | 県    | 国土交通省 | 2-1、2-2、2-3、<br>2-5、5-1、5-3、<br>5-4、6-1、6-3、<br>8-6 |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区 | 岸壁（-5.5m）A（改良） | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区 | 物揚場（-2.0m）（改良） | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区 | 防波堤（南）（改良）     | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区 | 防潮堤（改良）I       | 県    | 国土交通省 |                                                     |

## 港湾施設の延命化【離島】

| 事業名           | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名    | 事業概要          | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ                                             |
|---------------|-------|----------|--------|---------------|------|-------|-----------------------------------------------------|
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区  | 防潮堤（改良）Ⅱ      | 県    | 国土交通省 | 2-1、2-2、2-3、<br>2-5、5-1、5-3、<br>5-4、6-1、6-3、<br>8-6 |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区  | 臨港道路（改良）      | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 宮之浦港     | 火之上山地区 | 岸壁（-7.5m）（改良） | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 宮之浦港     | 火之上山地区 | 泊地（-7.5m）     | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 浮棧橋（改良）       | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 防波堤（南）（改良）    | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 防潮堤（改良）       | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 泊地（-7.0m）（改良） | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 泊地（-5.5m）（改良） | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 泊地（-4.0m）（改良） | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 泊地（-2.0m）（改良） | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 泊地（-7.5m）（改良） | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 岸壁（-5.5m）     | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業 | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 防波堤（沖）        | 県    | 国土交通省 |                                                     |

## 港湾機能の強化【離島】

| 事業名            | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名    | 事業概要       | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ                                             |
|----------------|-------|----------|--------|------------|------|-------|-----------------------------------------------------|
| 港湾施設改良費統合補助事業  | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区  | 防潮堤（改良）Ⅲ   | 県    | 国土交通省 | 2-1、2-2、2-3、<br>2-5、5-1、5-3、<br>5-4、6-1、6-3、<br>8-6 |
| 港湾施設改良費統合補助事業  | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区  | 防潮堤（改良）Ⅳ   | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 地方港湾改修事業       | 交付金事業 | 宮之浦港     | 宮之浦地区  | 防波堤（沖）（北）  | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 地方港湾改修事業       | 交付金事業 | 宮之浦港     | 火之上山地区 | 防波堤（東）     | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 港湾施設改良費統合補助事業  | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 防潮堤（改良）    | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 地方港湾改修事業       | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 防波堤（南）（改良） | 県    | 内閣府   |                                                     |
| 地方港湾改修事業       | 交付金事業 | 安房港      | 安房地区   | 防波堤（沖）（南）  | 県    | 国土交通省 |                                                     |
| 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 | 交付金事業 | 中間港他2港   | 屋久島地区  | 計画策定・補修工事  | 県    | 国土交通省 |                                                     |



## 大規模盛土造成地マップの精度の向上

| 事業名          | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名 | 事業概要     | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|--------------|-------|----------|-----|----------|------|-------|---------|
| 大規模盛土造成地調査事業 | 交付金事業 |          |     | 宅地カルテの作成 | 県    | 国土交通省 | 1-1、7-2 |

## 災害に強い住まい・まちづくりの整備推進

| 事業名                                                                                          | 事業種別 | 路線名・河川名等 | 工区名 | 事業概要 | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------|-----|------|------|-------|---------|
| 災害に強い住まい・まちづくりを進めるため、公営住宅整備事業等、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家対策総合支援事業を推進する。 |      |          |     |      | 県    | 国土交通省 | 1-1、7-2 |

## 指定管理鳥獣の捕獲等

| 事業名            | 事業種別  | 路線名・河川名等  | 工区名 | 事業概要     | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|----------------|-------|-----------|-----|----------|------|-------|---------|
| 特定鳥獣総合管理対策推進事業 | 交付金事業 | 生息密度の高い地域 |     | ニホンジカの捕獲 | 県    | 環境省   | 7-4     |

## 林道の整備

| 事業名         | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名        | 事業概要      | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ                     |
|-------------|-------|----------|------------|-----------|------|-------|-----------------------------|
| 林道改良事業      | 交付金事業 | 屋久島北部線   |            | 道路開設      | 県    | 農林水産省 | 1-3、2-1、2-2、2-5、5-1、5-3、6-3 |
| 点検・診断保全整備事業 | 交付金事業 | 屋久島南部線ほか | 花揚橋ほか 17 橋 | 橋梁補修、詳細点検 | 町    | 農林水産省 |                             |

## 治山施設の整備

| 事業名  | 事業種別  | 路線名・河川名等                                             | 工区名 | 事業概要    | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ     |
|------|-------|------------------------------------------------------|-----|---------|------|-------|-------------|
| 治山事業 | 補助事業  | 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画(3)実施すべき治山事業の数量」に掲載されている地区 |     | 山腹工、溪間工 | 県    | 農林水産省 | 1-5、1-6、7-4 |
| 治山事業 | 交付金事業 | 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画(3)実施すべき治山事業の数量」に掲載されている地区 |     | 山腹工、溪間工 | 県    | 農林水産省 |             |

## 海岸保全施設の整備

| 事業名          | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名  | 事業概要 | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|--------------|-------|----------|------|------|------|-------|---------|
| 海岸堤防等老朽化対策事業 | 交付金事業 | 口永良部漁港海岸 | 離島地区 | 離岸堤  | 県    | 水産庁   | 1-3     |

## 漁港施設の整備

| 事業名        | 事業種別 | 路線名・河川名等 | 工区名    | 事業概要      | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ     |
|------------|------|----------|--------|-----------|------|-------|-------------|
| 漁港施設機能強化事業 | 補助事業 | 口永良部漁港   | 口永良部地区 | 防波堤、物揚場   | 県    | 水産庁   | 2-1、2-2、5-4 |
| 水産基盤機能保全事業 | 補助事業 | 栗生漁港     | 栗生地区   | 西防波堤      | 町    | 水産庁   |             |
| 水産基盤機能保全事業 | 補助事業 | 栗生漁港ほか5港 | 屋久島地区  | 機能保全、計画策定 | 町    | 水産庁   |             |

## 漁港施設の整備（流通、生産拠点漁港）

| 事業名           | 事業種別 | 路線名・河川名等 | 工区名    | 事業概要         | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|---------------|------|----------|--------|--------------|------|-------|---------|
| 漁港施設機能強化事業    | 補助事業 | 口永良部漁港   | 口永良部地区 | 防波堤、物揚場      | 県    | 水産庁   | 5-4     |
| 水産物供給基盤機能保全事業 | 補助事業 | 一湊漁港     | 離島地区   | 岸壁、物揚場、泊地、道路 | 県    | 水産庁   |         |

## 漁港施設の整備

| 事業名           | 事業種別 | 路線名・河川名等 | 工区名  | 事業概要         | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|---------------|------|----------|------|--------------|------|-------|---------|
| 水産物供給基盤機能保全事業 | 補助事業 | 一湊漁港     | 離島地区 | 岸壁、物揚場、泊地、道路 | 県    | 水産庁   | 5-4     |

## 海岸保全施設の整備

| 事業名          | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名   | 事業概要      | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|--------------|-------|----------|-------|-----------|------|-------|---------|
| 海岸堤防等老朽化対策事業 | 交付金事業 | 口永良部漁港海岸 | 離島地区  | 離岸堤       | 県    | 水産庁   | 1-3     |
| 海岸堤防等老朽化対策事業 | 交付金事業 | 栗生漁港ほか3港 | 屋久島地区 | 計画策定、補修工事 | 県    | 水産庁   |         |

## 農道・農道橋の保全対策

| 事業名            | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名  | 事業概要     | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ                             |
|----------------|-------|----------|------|----------|------|-------|-------------------------------------|
| 農地整備事業（通作条件整備） | 交付金事業 |          | 第二屋久 | 農道（保全対策） | 県    | 農林水産省 | 1-3、2-1、2-2、<br>2-5、5-1、5-3、<br>6-3 |

## 農業水利施設の保全対策

| 事業名                     | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名   | 事業概要              | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|-------------------------|-------|----------|-------|-------------------|------|-------|---------|
| 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）       | 交付金事業 |          | 鈴岳    | 区画整理              | 県    | 農林水産省 | 7-4     |
| 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）       | 交付金事業 |          | 屋久島南部 | 農業水利施設保全対策        | 県    | 農林水産省 |         |
| 中山間総合整備事業               | 交付金事業 |          | 屋久地区  | 農業水利施設・農道<br>・排水路 | 県    | 農林水産省 |         |
| 水利施設整備事業<br>（基幹水利施設保全型） | 交付金事業 |          | 屋久南地区 | 農業水利施設保全対策        | 県    | 農林水産省 |         |

## 農地の浸食防止対策

| 事業名         | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名        | 事業概要    | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|-------------|-------|----------|------------|---------|------|-------|---------|
| ため池等整備事業    | 補助事業  |          | 神山地区（離島）   | 排水路整備   | 県    | 農林水産省 | 7-4     |
| 県営中山間総合整備事業 | 交付金事業 |          | 屋久地区外離島2地区 | 鳥獣被害防護柵 | 県    | 農林水産省 |         |

## 公営住宅の長寿命化

| 事業名      | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名 | 事業概要         | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|----------|-------|----------|-----|--------------|------|-------|---------|
| 公営住宅改修事業 | 交付金事業 | 町内全域     |     | 長寿命化計画策定施設保全 | 町    | 国土交通省 | 1-1、7-2 |

## 情報伝達手段の多様化

| 事業名          | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名 | 事業概要               | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|--------------|-------|----------|-----|--------------------|------|-------|---------|
| 県防災行政無線再整備事業 | 県単独事業 | 県内全域     |     | 移動系防災無線<br>行政無線再整備 | 県    | 総務省   | 4-2     |

## 合併浄化槽等の整備促進

| 事業名             | 事業種別  | 路線名・河川名等 | 工区名 | 事業概要          | 事業主体 | 関係府省庁 | リスクシナリオ |
|-----------------|-------|----------|-----|---------------|------|-------|---------|
| 小型合併処理浄化槽設置整備事業 | 交付金事業 | 町内全域     |     | 小型合併処理浄化槽設置補助 | 町    | 環境省   | 6-2     |